

令和4年8月29日

第24期

第24回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

令和4年8月29日午後2時00分、第24期第24回苫小牧市農業委員会総会を市役所第二庁舎2階北会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

農業委員	及川末男
	五十嵐堅司
	中岡亮太
	丹羽秀則
	野村真理子
	山内幸子
	今泉宏治

事務局	永井局長
	久保主査
	竹澤主事
	松本事務員

永井局長 定刻となりましたので、ただいまから第24期第24回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、7名全員の出席となっておりますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

<会長 挨拶>

会長には、引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長 それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員を指名させていただきます。2番五十嵐委員、3番中岡委員にお願いいたします。

これより、議案審議に入ります。

議案第1号「現況証明願の下附について」事務局より説明してください。

久保主査 議案第1号「現況証明願の下附について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの事務局の議案第1号の説明に関連して、現地調査委員の山内委員からご報告があります。

山内委員 8月10日、申請者立会のもと、私のほか6名の調査委員で現況を調査しましたが、願出のあった土地は「農地・採草放牧地以外」であると判断いたしました。

以上でございます。

会 長 ただいまの議案第1号「現況証明願の下附について」ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。次に、議案第2号「農地所有適格法人要件の確認について」、4件ありますので、一括して事務局より説明してください。

久保主査 議案第2号1から4「農地所有適格法人要件の確認について」

～議案書及び確認書を朗読し内容を説明。

会 長 ただいまの議案第2号「農地所有適格法人要件の確認について」一括して、ご意見、ご質問はありませんか。

中岡委員 (株) ■■■■■■■■について、令和3年7月に会社設立していますが、決算月は6月ではないですか。

竹澤主事 会社設立は昨年7月ですが、定款に事業年度は毎年5月から翌年4月末決算と載っております。

中岡委員 わかりました。

会 長 その他に、ご意見、ご質問はありませんか。
(各委員から「ありません」との声あり)
特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。
(各委員から「はい」との声あり)
それでは、議案第2号については、原案のとおり決定してよろしいですか。
(各委員から「はい」との声あり)
それでは、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。
次に、議案第3号「苫小牧農業振興地域整備計画の変更について」事務局より説明してください。

久保主査 議案第3号「苫小牧農業振興地域整備計画の変更について」
～議案書を朗読し内容を説明。
変更の理由ですが、(有) ■■■■■■■■は、今後、牧場施設の建設を予定しており、飼料倉庫、堆肥場等は農業用施設用地に用途変更し、従業員寮等の設置予定地は農用地以外に除外するというものがございます。以上のことから、苫小牧農業振興地域整備計画の変更はやむを得ないものと思います。
以上でございます。

会 長 ただいまの議案第3号「苫小牧農業振興地域整備計画の変更について」ご意見、ご質問はありませんか。

五十嵐委員 12ページの赤線枠外と青線枠外は農地で残るのですか。

久保主査 農地として残ります。
また、これから転用の申請が提出される予定です。

五十嵐委員 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項とはどのような内容の条項なのか。

久保主査 ご質問については、本日、協議者側の農政の担当者が欠席しており

ますので、次回までに確認し回答させていただきます。

現段階では、第3条の2については、農用地利用計画の変更を含む農業振興地域整備計画の変更手続きを行う必要があるということと推察しますが、次回までに担当者からお答えいたします。

また、農用地区域からの除外、転用の手続きについては、農用地区内の農地を転用するには、市が農用地利用計画の変更により当該農地を農用地区域から除外した後、転用の許可を受けることとなります。市から道への協議も含め、日数を要することから手続きを進めております。

五十嵐委員
会 長

お願いします。

ただいまの議案第3号について、他にご意見、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画の策定について」は2件ありますが、関連していますので一括して事務局より説明してください。

久保主査

議案第4号1から2「農用地利用集積計画の策定について」

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

なお、現地調査については、いずれも継続案件のため省略させていただきます。

以上でございます。

会 長

ただいまの議案第4号「農用地利用集積計画の策定について」一括してご意見、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号については、原案のとおり決定してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。
次に6その他(1)「農地法第4条の規定による転用事業の完了について」事務局より説明して下さい。

久保主査

6その他(1)「農地法第4条の規定による転用事業の完了について」

～議案書及び資料を朗読し内容を説明。

なお、現地調査の際には申請者の方から、転用事業内容が変更になった理由、手続きを失念した事情等の説明があり、農業委員会に迷惑をかけたことへの謝罪と、今後同じことがおこらないように十分注意することを約束していただきました。

また、申請内容に変更があった場合には、必ず、農業委員会事務局に連絡するよう厳重に注意いたしましたが、今回の件につきましては農業委員会会長名で文書指導させていただくことにしましたので、現地調査に参加されていない委員の皆様にはご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

会 長

6その他(1)「農地法第4条の規定による転用事業の完了について」ご意見、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他(1)を終了します。

次に(2)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」事務局より説明して下さい。

久保主査

6その他(2)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」

～議案書を朗読し内容を説明。

会 長

6その他(2)「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について」ご意見、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

特に無いようですので、その他(2)を終了します。

次に、6その他(3)「第24期第25回農業委員会総会開催について」事務局より説明してください。

久保主査

その他(3)「第24期第25回農業委員会総会の開催について」

会 長

～ 9月26日（月）午後2時開催予定。
ただいま事務局から説明があったとおりとしてよろしいですか。
それでは、第24期第25回農業委員会総会は9月26日（月）午後2時から開催とすることに決定しました。

久保主査
会 長

その他、事務局から何かございますか。
ありません。
その他に委員の方からは何かございますか。

（各委員から「ありません」との声あり）
特に無いようですので、質疑を終了してよろしいですか。
（各委員から「はい」との声あり）
無いようですので総会を閉じてよろしいですか。
（各委員から「はい」との声あり）

それでは第24期第24回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

（午後2時45分閉会）

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印